

株 主 資 格 証 明 書

株式会社商工組合中央金庫

令和 年 月 日

財務省関東財務局長

御中

--	--	--	--	--	--	--	--

※既存株主の方はこちらに株主番号をご記入ください
※株主番号は、株主総会招集通知に同封された議決権行使書や
決議通知に同封された配当金計算書に記載されております。

【①入札する団体/社名等をご記入ください】

住 所
団 体 / 社 名
代 表 者 名

当団体/当社は、株式会社商工組合中央金庫法第6条に基づき貴金庫の株主資格を有していることを表明します。

なお、株主資格を喪失した場合は、その旨を株主名簿管理人に対して、遅滞なく通知します。

また、当団体/当社が本証明書で表明した事項に誤りがあった場合、当団体/当社が一切の責任を負うこととし、貴金庫、貴局及び株主名簿管理人に一切のご迷惑をおかけしないことを誓約します。

【②直接の構成員の方は所属団体名等をご記入ください】

当社は、株式会社商工組合中央金庫の株式を保有している以下の団体又は都道府県中小企業団体中央会若しくは全国中小企業団体中央会に所属しています
(必ずご記入下さい)

団体名	
住所	

※ 所属団体の株主番号 (ご存知の方のみご記入下さい)

--	--	--	--	--	--	--	--

【③間接の構成員の方は団体2に直接所属する団体名等、団体1に所属団体が所属する団体名等をご記入ください】

当社は、株式会社商工組合中央金庫の株式を保有している以下の団体1又は都道府県中小企業団体中央会若しくは全国中小企業団体中央会の間接の構成員であり、団体1に所属している団体2に所属しています (必ずご記入下さい)

団体1	団体名	
	住所	

団体2	団体名	
	住所	

※ 団体①の株主番号 (ご存知の方のみご記入下さい)

--	--	--	--	--	--	--	--

(裏面もございます。全員裏面をご記入ください)

【④全員ご記入ください】

団体名	要件
協同組合、協同小組合、共済協同組合、共済協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、信用組合、協同組合連合会、協同小組合連合会、火災共済協同組合連合会、信用協同組合連合会、共済協同組合連合会、共済協同小組合連合会、企業組合	
協業組合、商工組合、工業組合、商業組合、商工組合連合会、工業組合連合会、商業組合連合会	
商店街振興組合、商店街振興組合連合会	
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額5千万円(卸売業を主たる事業とする者については、1億円)以下、又は常用雇用者50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については、100人)以下。
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額3億円以下、又は常用雇用者300人以下。
酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額5千万円(酒類卸売業者については、1億円)以下、又は常用雇用者50人(酒類卸売業者については、100人)以下。
海運組合、海運組合連合会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額3億円以下、又は常用雇用者300人以下。
輸出組合、輸入組合	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額1億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については3億円)以下、又は常用雇用者100人(小売業を主たる事業とする者については50人、商業又はサービス業以外を主たる事業とする者については、300人)以下。
市街地再開発組合	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額5千万円(卸売業を主たる事業とする者については1億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については3億円)以下、又は常用雇用者50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については100人、商業又はサービス業以外を主たる事業とする者については、300人)以下。
主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体 主として中小規模の事業者を構成員とする団体 それらを構成員とする団体	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県中小企業団体中央会若しくは全国中小企業団体中央会 ・商工会議所又は日本商工会議所 ・商工会、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会
上記のいずれか団体(商工会議所、日本商工会議所、商工会、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会を除く。)の直接または間接の構成員	

↑ 該当する欄にマル印を付して下さい。

(参考)株主資格を有しない主な団体

団体名	根拠法令
漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会	水産業協同組合法
消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	消費生活協同組合法
農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会	農業協同組合法

※1 団体の入札申込者は、株主資格を証明する書類として、本証明書及び登記事項証明書(いずれも入札申込日から遡及して3ヶ月以内に発行されたもの)をご提出下さい。

※2 構成員の入札申込者は、株主資格を有していることを証明する書類として、本証明書及び「登記事項証明書(個人事業主の方は住民票)」(いずれも入札申込日から遡及して3ヶ月以内に発行されたもの)とともに、上記の団体の「組合員名簿の写し」(直接の構成員の場合は、団体名が記載された表紙と貴社の名称等が記載されている名簿のページをホチキス止めたもの、間接の構成員はこれに加え、所属する団体1が所属している団体2の名前が記載された表紙と団体1の名称等が記載されているページをホチキス止めたもの)をご提出下さい。なお、組合員名簿の写しは、所属団体が発行した「所属証明書」に代えることもできます。